

橋本市病院事業管理規程第7号

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和7年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程（令和 4 年橋本市病院事業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規程は、橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年橋本市条例第 218 号）第 8 条並びに橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年橋本市条例第 24 号）<u>第 5 条の 3</u> 及び第 15 条の規定に基づく特殊勤務手当（以下「特殊勤務手当」という。）の支給について、橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程（平成 18 年橋本市病院事業管理規程第 23 号）及び橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程（令和 2 年橋本市病院事業管理規程第 2 号）（以下これらを「支給規程」という。）の特例を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規程は、橋本市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年橋本市条例第 218 号）第 8 条並びに橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年橋本市条例第 24 号）<u>第 5 条の 2</u> 及び第 15 条の規定に基づく特殊勤務手当（以下「特殊勤務手当」という。）の支給について、橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程（平成 18 年橋本市病院事業管理規程第 23 号）及び橋本市民病院に勤務する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規程（令和 2 年橋本市病院事業管理規程第 2 号）（以下これらを「支給規程」という。）の特例を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。